

令和8年度仙南圏域周遊・宿泊促進事業業務 企画提案募集要領

令和8年度仙南圏域周遊・宿泊促進事業業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるもの。

第1 募集事項

1 委託業務名

令和8年度仙南圏域周遊・宿泊促進事業

2 業務の目的

仙南圏域（白石市、角田市、蔵王町、セヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）には魅力的な観光資源が点在しているものの、日帰り観光が中心であり、域内での宿泊や周遊、観光消費の拡大につながっていない課題がある。

本業務は、旅行需要や観光トレンド、国内外の観光客の動向等を踏まえつつ、仙南圏域における宿泊、滞在時間の延伸や消費額の向上に資する観光コンテンツを整理・抽出、新規創出した上で、モデルコースを造成し、それぞれのPR素材を充実させることで課題解決を図るもの。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり

4 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

5 事業費（委託上限額）

金 8,526,100円（消費税及び地方消費税の額を含む。）。

なお、この金額は契約金額の限度額を示すものであり、県がこの金額で契約することを約束するものではない。

第2 募集方法

令和8年6月22日（月）から宮城県大河原地方振興事務所（以下「本事務所」という。）ホームページ上で公募する。

第3 応募資格

1 本業務に応募できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 企画提案参加申込者の属する地方公共団体の地方税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 本業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（令和6年4月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条に規定するもの）に該当しない者であること。
- (8) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）に該当しない者であること。
- (9) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (10) 発注者と緊密に連絡を取る必要があることから、宮城県内に活動拠点（本店又は営業所等）を有するとともに、委託業務を的確に遂行する能力を有すること。

2 上記1を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記1を満たさなければならない。

また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約（宮城県との関係においては再委託に該当）により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

第4 スケジュール

| | |
|----------------------|--------------|
| 企画提案募集開始 | 6月22日（月） |
| 質問受付期限 | 6月25日（木）午後4時 |
| 質問回答 | 6月30日（火） |
| 企画提案参加申込書提出期限 | 7月7日（火）午後5時 |
| 企画提案書の提出期限 | 7月22日（水）午後5時 |
| 企画提案書の書面審査（5者を超えた場合） | 7月23日（木） |
| 書面審査の結果発表（5者を超えた場合） | 7月23日（木） |
| 選定委員会の開催 | 7月27日（月） |
| 選定結果の通知 | 7月下旬（予定） |
| 契約締結 | 8月中旬（予定） |

第5 応募手続

1 質問

本業務への質問がある場合は、次のとおり質問書を提出すること。

- (1) 質問受付期間 令和8年6月25日（木）午後4時まで
- (2) 提出方法 電子メール

(3) 提出先 第12の「応募・書類提出及び問い合わせ先」

(4) 様式 質問書（様式第1号）

(5) 回答方法

質問に対する回答は、本事務所ホームページに掲載する。

なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は当該質問者にのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

2 参加申込書の提出

(1) 提出期限 令和8年7月7日（火）午後5時 必着

(2) 提出方法 郵送又は持参

(3) 提出先 第12の「応募・書類提出及び問い合わせ先」

(4) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式第2号） 1部

イ 企画提案応募条件に係る宣誓書（様式第3号） 1部

ウ 同種・類似業務の受託実績 1部

官民を問わず、これまで実施した代表的な事業が分かる資料を提出すること。

過去2年以内に国や地方自治体から受注した代表的な事業があれば併せて提出すること。

3 企画提案書等の提出

(1) 提出期限 令和8年7月22日（水）午後5時 必着

(2) 提出方法 郵送又は持参

(3) 提出先 第12の「応募・書類提出及び問い合わせ先」

(4) 提出書類

企画提案書（任意様式） 8部及び電子データ1式

ア A4版、片面印刷、横書きとし、ページ番号をつけること。

イ 目次と表紙を除き20ページ以内（添付資料を含む）とすること。

ウ カラー印刷も可とする。

(5) 企画提案書の構成

企画提案書は次に掲げる内容をすべて記載すること。

ア 表紙

「名称」「住所」「代表者名」「担当者名（所属、職、氏名）」「連絡先（電話番号及びファクシミリ番号、電子メールアドレス）」を記載すること。

イ 目次

ウ 業務の実施計画（スケジュール含む）

エ 業務内容別の説明

次の項目を含め、提案内容が具体的に分かるように記載すること。

(ア) 方向性（テーマ・ターゲット）の提案に際して重視する観点の提示及び根拠とするデータ収集・調査方法

(イ) 観光コンテンツの具体的な整理・抽出方法

(ウ) 観光モデルコースの造成時に重視する考え方

(エ) 整理・抽出、創出する観光コンテンツやモデルコースのPR方法や成果物（形式、数量等）

(オ) 本業務に対する定量的指標（KPI）の設定方針及び効果検証の方法

オ 業務の実施体制

カ 概算見積書

(ア) 業務内容別に区分し、さらに実施する取組ごとに金額を記載し、積算根拠を明確にするよう具体的に記載すること。

(イ) 業務実施に要する経費の内訳（項目、数量、単価、金額、税等）を明らかにすること。

(6) 提出された資料の取扱等

ア 本業務への応募に要する一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

イ 提出する企画提案書は1者につき1点とする。

ウ 提出された企画提案書は、返却しない。

エ 提出された書類は、原則として、提出後の差替え、変更及び取消は認めない。

オ 企画提案書は、採点及び審査以外には無断で使用しない。

カ 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、選考の結果、業務委託候補者と選定された場合であっても無効とする。

キ 提出された企画提案書は、行政文書となるため、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号）による開示請求があった場合、個人情報や企業情報などの非開示部分を除き、開示することとなる。

第6 業務委託候補者の選定

1 選定方法

県が設置する選定委員会において、提出書類及びプレゼンテーションの総合評価により審査し、各委員の評価点の平均が満点の6割以上となった提案者のうち、各委員の1位票を最も多く獲得した提案者1者を業務委託候補者とする。ただし、評価の結果、1位票を最も多く獲得した企画提案者が複数いる場合は、それらの提案のうち、各委員の合計点が最も高い企画提案者を最優秀とする。

なお、提案者が5者を超えた場合は、評価基準に基づく企画提案書の審査を実施し、上位5者のみでプレゼンテーション審査を行うものとする。

2 書類審査

(1) 書類審査の実施日 令和8年7月23日（木）

(2) 審査の実施方法

応募のあった企画提案書について、評価基準に基づいて審査し、提案者の中から上位5者を選定する。

(3) 書類審査結果の通知

審査終了後、速やかにすべての提案者に審査結果を通知する。

3 プレゼンテーション審査

(1) 実施日 令和8年7月27日（月） 午後1時30分から

(2) 実施会場 宮城県大河原合同庁舎 3階 301会議室
(宮城県柴田郡大河原町字南129-1)

(3) 実施方法

ア 出席者は、1事業者当たり3名以内とする。

イ 1事業者当たりの持ち時間は25分以内（説明15分以内、質疑応答10分以内）とし、県が後日指定する時間割により個別に行うものとする。

ウ 事前に提出された書類に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付は原則として認めない。

エ プロジェクターの使用を希望する場合は企画提案参加申込書を提出する際に申し出ること。

なお、この場合、パソコンはプレゼンテーションを行う者が用意すること。

(4) 選考結果の通知及び公表

審査終了後、書面にて、全ての企画提案者に結果を通知するほか、本事務所ホームページにおいて公表する。なお、審査・選定結果に関する質問や異議は受け付けられないものとする。

(5) 提案者が1者又は無い場合の取扱い

提案者が1者のみであった場合も審査を行い、評価点の平均が満点の6割以上となった場合に、業務委託候補者として選定する。

なお、業務を適切に実施できないと判断される場合又は企画提案者がいない場合は、再度、企画提案者を募集する。

4 評価基準・配点

次の審査項目及び配点（合計100点）により行うものとする。

| 評価項目 | | 配点 |
|----------------|---|-----|
| 業務実施の方向性及び全体計画 | ・本事業の趣旨をよく理解しており、基本的考え方、仕様内容等に沿った提案であるか。 | 10 |
| | ・実施方法やスケジュールなどが具体的かつ現実的であるか。 ・提案内容を確実に履行できる組織体制か。 | 5 |
| 企画内容 | ・テーマ・ターゲットの設定に至るまでのプロセス（調査・分析手法）は適切か。 | 20 |
| | ・コンテンツの整理・抽出方法、モデルコース作成の考え方は適切か。また、周遊や宿泊の促進が期待される内容となっているか。 | 30 |
| | ・新規性・独創性のある提案となっているか。 | 10 |
| 効果検証と次年度への展開 | ・提案された KPI は客観的で妥当性があるか ・次年度以降の自走化を見据えた提案となっているか。 | 15 |
| 費用対効果 | ・予算内で最大限の成果を引き出す工夫が見られるか。 | 10 |
| 計 | | 100 |

第7 失格事由等

- 1 次のいずれかに該当する場合は、応募者を失格とする。
 - (1) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難である場合又は文意が不明である場合
 - (2) 本募集要領等に従っていない場合
 - (3) 第6に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
 - (4) 同一の提案者が2つ以上の企画提案書を提出した場合
 - (5) 企画提案方式による公正な企画提案の執行を妨げた場合
 - (6) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
 - (7) 発表済の内容と酷似した提案を行った場合
- 2 その他
 - (1) 企画提案書の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。
 - (2) 取下願の提出があった場合も、既に提出された企画提案書等は返却しない。
 - (3) 企画提案書の再提出は認めない。
 - (4) 審査は提出された企画提案書等により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。

第8 業務成果の取扱い

本業務による成果品の著作権は全て県に帰属するものとする。県は、本業務の成果品を自ら使用するために必要な範囲において、随時利用できるものとする。また、関係機関への提供など、二次的な利用も可能とする。

第9 機密の保持

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

なお、契約完了後も同様とする。

第10 個人情報の保護

受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならない。

第11 その他必要な事項

- (1) 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは本公募型プロポーザル方式による実施を延期または取り止めることがある。
- (2) 本業務の実施に関して、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県と業務委託候補者が協議の上、決定する。また、業務委

託の後、具体的な業務内容や進め方等については、逐次県と協議することとする。

第12 応募・書類提出及び問い合わせ先

本業務に関する問い合わせは、本要領の公表後から質問受付期限までの間、下記において受け付ける。

なお、審査の経過や結果、他の提案者に関する事項、審査に当たり特定の者にのみ有利となる事項等については回答できない。

記

宮城県大河原地方振興事務所地方振興部振興第二班
〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1（宮城県大河原合同庁舎2階）

電子メール：oksinbk2@pref.miyagi.lg.jp

TEL：0224（53）3182 FAX：0224（53）3076